

令和3年度 石川県会計年度任用職員（農業試験研究業務補助）の募集案内

石川県農林総合研究センター農業試験場

募集番号	職種
4	農業試験研究業務補助（月10日勤務）

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員 （月10日）	農業試験場（本場） （金沢市才田町戊295-1）	（農業試験研究業務補助） ・ほ場等の管理補助 ・農作物の栽培管理補助 ・試験・分析の業務補助 ・調査記録の補助 など	5名
	砂丘地農業研究センター （かほく市内日角井5-2）		3名

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで ※事業（予算）の補正等により、再度任用されることがあります。（再度の任用は令和4年3月31日まで）
勤務時間	月に10日勤務、1日の勤務時間は6時間。（週の勤務時間は29時間未満） （8時30分から15時30分まで（休憩時間は12時から13時まで））
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬等	時給 856円（日額5,136円） ※その他、地域手当3%相当額（勤務場所が本場（金沢市内）の場合のみ支給）、通勤手当相当額が支給されます。（条例改正等により変更される場合あり）
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	労災保険が適用されます。 （健康保険、厚生年金保険、雇用保険は適用されません。）
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

（宛先）

〒920-3198

石川県金沢市才田町戊 295-1

石川県農林総合研究センター管理部 会計年度任用職員募集担当

※封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

5 応募期間

令和3年2月9日（火）から令和3年2月24日（水）まで（郵送の場合、消印有効）

※窓口での受付時間は、8時30分から17時15分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は応募用紙を受理後、1週間以内に応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約2週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒920-3198

石川県金沢市才田 295-1

石川県農林総合研究センター

農業試験場 次長兼管理部長

TEL 076-257-6911 FAX 076-257-6844